

令和元年度第2回（第226回）仙台市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 令和元年11月20日(水) 13:15～14:00

場 所 青葉区役所4階 第2・第3会議室

会議次第

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

① 会長の選出について 【資料1】

② 令和元年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について 【資料2～3】

(2) 報告事項

① 令和元年台風第19号で被災された方に対する支援等について 【資料4】

出席委員（16人）

- 鹿野委員、佐藤（昭）委員、遠藤（良）委員、遠藤（和）委員、高橋（裕）委員、佐藤（太）委員、江刺委員
- 長野委員、小菅委員、柴崎委員、高橋（將）委員
- 渡辺委員、庄司（俊）委員、村上委員、ひぐち委員
- 後藤委員

欠席委員（7人）

- 永井委員、清水委員、北村委員、鎌田委員、橋本委員、跡部委員、庄司（秀）委員

事務局

健康福祉局長、健康福祉局次長、保険高齢部長、保険料徴収担当課長、保険年金課長、同課給付適正化担当係長、同課管理係長、同課保険係長
青葉区保険年金課長、宮城総合支所保険年金課長、若林区保険年金課長、秋保総合支所保健福祉課長、泉区保険年金課長

《署名委員》

鹿野委員、長野委員

《会議経過》

- 開会

- 健康福祉局長挨拶

- 委員紹介

- 欠席者報告

- 会長職務代行者の庄司（俊）委員により議事進行

- 署名委員の指名

- （１）協議事項

【会長職務代行者（庄司（俊）委員）（以下、会長職務代行者）】

それでは、協議事項①の「仙台市国民健康保険運営協議会会長の選出について」事務局から説明を願います。

【司会（管理係長）（以下、司会）】

それでは、会長・副会長の選出にあたりまして、関係規定についてご説明を申し上げます。資料1をご覧ください。

まず、会長の選出については、「国民健康保険法施行令」第5条第1項によりまして、「協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」となっております。次に、副会長の選出につきましては、同施行令第5条第2項及び仙台市国民健康保険法等の施行に関する規則第2条第2項によりまして、会長の選出に準じて、公益を代表する委員のうちから選挙することとされております。これらの規定に基づき、会長・副会長の選出をお願いいたします。

【会長職務代行者】

ただいま、説明がありましたように、会長と副会長は公益を代表する委員の中から選ばれることとなっておりますが、いかがいたしますか。推薦等ございませんか。

【村上委員】

私から推薦をさせていただきたいと思っておりますのでお諮りください。

【会長職務代行者】

ただいま村上委員から、推薦がある、というお話でございましたが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは村上委員より推薦をしていただくこととします。

【村上委員】

それでは私から会長、副会長を推薦させていただきます。渡辺博委員を会長に、橋本啓一委員を副会長に推薦させていただきたいので、お諮り願います。

【会長職務代行者】

ただいま、村上委員から渡辺博委員を会長に、橋本啓一委員を副会長に、という推薦がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

みなさま賛成のようでございますので、ただいまのご推薦の通り、会長には渡辺博委員、副会長には橋本委員と決定させていただきます。

【会長（渡辺委員）（以下、会長）】

ただいま選出されました渡辺でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事を進めて参りたいと思います。「平成30年度仙台市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について」ご説明を事務局よりお願ひいたします。

【保険年金課長】

（資料2、3に基づき説明）

【会長】

ただいまご説明をいただいたわけでございますけれども、ご質問がありましたら承りたいと思います。さらにご意見がありましたら、お願ひいたします。

〔意見なし〕

それでは、協議事項につきましては、原案のとおり承認いたします。

○（2）報告事項

【会長】

続きまして報告事項に移りたいと思います。「令和元年台風第19号で被災された方に対する支援等について」ということでございますが、事務局お願ひいたします。

【保険年金課長】

(資料4に基づき説明)

【会長】

委員のみなさまからご質問いただく前に、今の執行状況はどうなっているか把握されていますか。

【保険年金課長】

台風被災に関しましては、受付が始まったところで、予算の執行はこれからということになるかと思えます。窓口への相談が何件かあるということで、今周知に努めているというところがございます。

【会長】

ぜひ、周知に努めていただいて、問題のないようにと思えます。

それでは、委員のみなさまから、ご質問あるいはご意見がありましたら承りたいと思えます。

【長野委員】

資料4-1の厚生労働省のチラシがありますが、これは国民のみなさまに周知されているということでよろしいでしょうか。また、医療機関の窓口で口頭で申告があった場合、医療機関での具体的な手続きはどのようになりましょうか。

【保険年金課長】

1点目につきましては、全国的にこのチラシを配っておりますし、我々のホームページにもお知らせを載せているところがございます。2番目の自己申告で、というところがございますが、取り扱いの通知が厚生労働省から出ておりまして、基本的には口頭で申告をした方については適用させていただきまして、我々のほうでその方が条件に該当するかということは後程確認して、もし該当していないということであれば還付手続きを取らせていただくというような対応になります。

【長野委員】

具体的に言うと、医療機関からはどこにどのような報告をすればよろしいのでしょうか。

【保険年金課長】

詳細に申しますと、レセプト請求の際に免除に該当する方が確認できるように「災1」等を記載するというルールが厚生労働省から示されておりまして、こちらに回ってきたレセプトについて我々で確認する、ということになります。

【長野委員】

よくわかりました、ありがとうございます。

【会長】

周知の件でございますけれども、長野委員からの質問への答えに、ホームページで、ということが出てきましたが、ホームページだけの周知ではなく、長野委員から大事な実務的な面でのお話があったわけですけれども、チラシについては、医師会はもちろんですが、各医療機関にきちんと行き渡っているのですか。

【保険年金課長】

国を通じて医師会に配布されているものでございます。

【長野委員】

医師会の事務局に、仙台市医師会の理事会、それから仙台市医師会の委員への周知がちゃんと通達されているかどうか、持ち帰って再確認いたします。

【会長】

どうぞよろしく願いいたします。

保険年金課長、徹底方よろしく願いいたします。

【高橋（將）委員】

今の質問に関連して、薬代に関しても同様なのでしょうか。

【保険年金課長】

同様の取り扱いとなっております。

【高橋（將）委員】

それは薬剤師会の事務局等に案内が済んでいると考えてよろしいのでしょうか。

【保険年金課長】

その通りでございます。

【高橋（將）委員】

わかりました。

【会長】

仙台市のほうで丁寧に確認をしていただきたいと思います、よろしく願いいたします。他にございますでしょうか。

【ひぐち委員】

ただいまのことに関連しまして、医療機関、介護サービス事業所「等」となっているところについて、市民のみなさまへの啓発でありますとか、事業所の当該の方への周知、という部分についても、どのようなことになっているか、教えていただきたいと思います。

【保険年金課長】

今調整中ではあるのですが、いわゆる対象になる方というのは、我々も遅れて把握できることとなりますので、そちらの方々へのピンポイントでの周知ということも検討しているところでございます。

【ひぐち委員】

ありがとうございます。反対に、被災なされた方が、後ほど自分も該当するのだとお気づきになった場合は、どのような手続きとなるのかを教えていただきたいと思います。

【保険年金課長】

そちらの場合につきましては、一旦医療機関で自己負担をしたものについて、還付をする、というような流れになっております。

【会長】

他にございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。それではこの点については、終了したいと思いますが、重ねてのご当局へのお願いでございますけれども、これは手続きに時限がありますので、過ぎてから気づく、などということがないように、丁寧な対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

用意された報告事項は以上でございますけれども、その他に何かございますか。

【保険年金課長】

報告事項ということではございませんけれども、本日初めての委員の方もいらっしゃるということですので、最近の国民健康保険の全国的な動向であるとか、またこれまでの協議会で話題となった事項などにつきまして、情報共有させていただきたいと思っております。本日机の上に配布いたしました、カラー刷りの参考資料をご覧くださいと思います。

(参考資料1～6に基づき説明)

【会長】

ありがとうございました。情報共有ということで今、ご説明いただいたわけですが、この件に関して、何かご質問等ありましたら、承りたいと思います。あるいはこの件以外でも、ありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。よろしゅうございますか。それではこの件につきましても終了いたしたい

と思います。

以上で報告事項はすべて終了いたします。事務局から他になにかございますか。

【保険年金課長】

他に用意しているものはございません。

【会長】

それではこれを持ちまして、令和元年度第2回仙台市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。